

狛江市の監査

平成 26 年版

(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月監査結果)

狛江市監査委員事務局

ま え が き

「狛江市の監査（平成 26 年版）」を作成しました。

これは、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日～同 26 年 3 月 31 日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。併せて、参考のため、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

なお、上記条項の規定に基づく市長等の措置通知は、平成 25 年度中に受理したものを、監査に係る措置結果の中に掲載しました。

平成 26 年 5 月

目 次

1 定 期 監 査

- (1) 平成 25 年度定期監査の結果について (報告)3
監査対象 教育部 社会教育課
公 民 館
図 書 館

2 財政援助団体監査

- (1) 平成 25 年度財政援助団体監査の結果について (報告)19
団 体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
所 管 課 福 祉 保 健 部 福祉サービス支援室

3 工 事 監 査

- (1) 平成 25 年度工事監査の結果について (報告)33
工事件名 狛江市市庁舎耐震改修及び増築工事
所 管 課 総務部 管 財 課 (工事担当課)
総務部 総 務 課 (契約・施設担当課)

4 監査に係る措置結果

- (1) 平成 25 年度工事監査の結果に基づく措置について (通知)43
工事件名 狛江市市庁舎耐震改修及び増築工事
措置報告 総務部 管 財 課 (工事担当課)
総務部 総 務 課 (契約・施設担当課)
- (2) 平成 25 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について (通知) ...47
措置報告 福祉保健部 福祉サービス支援室

1 定期監査

(写)

狛 監 委 発 第 100106 号

平 成 26 年 3 月 20 日

狛江市長	高 橋 都 彦 様
狛江市議会議長	石 井 功 様
狛江市教育長	有 馬 守 一 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

同 佐々木 貴史

平成 25 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づいて別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 25 年度

定期監査報告書

教 育 部

社会教育課

公 民 館

図 書 館

狛江市監査委員

平成 25 年度定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の範囲

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までに執行した財務に関する事務
と関連する事業

第 3 監査の対象

教育部 社会教育課、公民館、図書館

第 4 監査の期間

平成 25 年 12 月 21 日から平成 26 年 2 月 26 日
[監査の実施日 平成 26 年 1 月 24 日]

第 5 監査の主眼及び方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、
また、事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に、関係書
類の審査と担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続により実施した。

第 6 監査の結果

対象となった課（館）における財務に関する事務及びその他の事務の執行並び
に関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。
以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

社会教育課

1 補助金の交付手続について

補助金交付要綱の規定では「補助金の交付手続は、「狛江市補助金等交付規則」
による。」とされているが、交付申請は狛江市教育長に申請され、交付決定は狛江
市長で通知されているなど、交付要綱とは不整合な部分が見受けられた。

補助金の交付手続について、補助金の所管である財政課及び法制担当の政策室と
精査するなどし、適正な事務処理をするよう努めていただきたい。

公 民 館

1 財務会計システムの伝票事務について

支出負担行為伺兼支払命令書を財務会計システムにより起票されているが、重複した伝票による取消漏れが多数見受けられた。

財務会計システムにより伝票を起票する際には、十分に内容を確認することはもとより、重複した伝票による取消漏れがないよう、適正な伝票事務に努めていただきたい。

2 講師等の謝礼について

市民の自発的な学習活動や人と人とを結ぶ交流の場として、各世代に向けた事業を開催しているが、その一部において、講師謝礼が過少に支払われているものが見受けられた。

講師等の謝礼については、講師等に対する謝礼等の支払い基準にもとづき、内容を十分に確認するなどし、適正な事務処理により予算執行するよう努めていただきたい。

図 書 館

1 中央図書館の祝日開館及び平日開館時間延長について

平成 25 年度において、中央図書館の祝日開館の試行を 4 日間、平日開館時間延長（午後 7 時までの閉館時間を午後 8 時まで）の試行を 14 日間実施され、図書館の利用者ニーズの検証を踏まえ、平成 26 年 4 月から開館時間を平日午前 10 時から午後 8 時まで、土・日・祝日・12 月 28 日午前 10 時から午後 6 時まで、休館日を毎週火曜日、5 月の連休、12 月 29 日から 1 月 4 日等として実施をする。

中央図書館の祝日開館及び平日開館時間延長の取り組みにより、図書館サービスの充実を図り、図書館利用者への利便性向上のため、ひいては利用率向上につなげるよう努めていただきたい。

2 図書館情報システムの不正利用について

図書館職員が図書館情報システムを不正に操作し、貸出期限や冊数の制限を超え不正に貸し出しを受けていたとして懲戒処分となった。

公務員に対し市民や社会から厳しい目が向けられており、このような行為は市民からの信頼を失うものであり、今後、市民の信頼を裏切らないよう職務に専念していただきたい。

予算執行状況表

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの執行分)

教育部

(1)社会教育課

歳入(課別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目 節					
12	使用料及び手数料	3,094,000	2,648,965	2,564,615	84,350	96.8
	01 使用料	3,094,000	2,648,735	2,564,385	84,350	96.8
	01 総務使用料	13,000	14,560	14,560	0	100.0
	01 財産管理使用料	13,000	14,560	14,560	0	100.0
	05 教育使用料	3,081,000	2,634,175	2,549,825	84,350	96.8
	01 学校使用料	1,529,000	986,250	901,900	84,350	91.4
	02 体育施設使用料	1,552,000	1,576,166	1,576,166	0	100.0
	04 市民ホール使用料	0	71,759	71,759	0	100.0
	02 手数料	0	230	230	0	100.0
	01 総務手数料	0	230	230	0	100.0
	01 総務手数料	0	230	230	0	100.0
13	国庫支出金	500,000	0	0	0	****
	02 国庫補助金	500,000	0	0	0	****
	05 教育費国庫補助金	500,000	0	0	0	****
	03 社会教育費補助金	500,000	0	0	0	****
14	都支出金	17,159,000	261,000	261,000	0	100.0
	01 都負担金	20,000	0	0	0	****
	03 教育費都負担金	20,000	0	0	0	****
	02 社会教育費負担金	20,000	0	0	0	****
	02 都補助金	17,139,000	261,000	261,000	0	100.0
	07 教育費都補助金	17,139,000	261,000	261,000	0	100.0
	04 社会教育費補助金	17,139,000	261,000	261,000	0	100.0
15	財産収入	40,000	15,940	15,940	0	100.0
	02 財産売払収入	40,000	15,940	15,940	0	100.0
	02 物品売払収入	40,000	15,940	15,940	0	100.0
	01 物品売払収入	40,000	15,940	15,940	0	100.0
19	諸収入	397,000	684,629	684,629	0	100.0
	05 雑入	397,000	684,629	684,629	0	100.0
	01 雑入	397,000	684,629	684,629	0	100.0
	05 雑入	397,000	684,629	684,629	0	100.0
	合 計	21,190,000	3,610,534	3,526,184	84,350	97.7

歳出(課別事業別)

(単位：円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業	節	
10	教育費				
	05	社会教育費			
	01	社会教育総務費			
	02	一般事務費			
	09	旅費			
	11	需用費			
	12	役務費			
	14	使用料及び賃借料			
	03	社会教育関係費			
	01	報酬			
	09	旅費			
	11	需用費			
	19	負担金、補助及び交付金			
	06	学校開放			
	11	需用費			
	12	役務費			
	13	委託料			
	14	使用料及び賃借料			
	18	備品購入費			
	08	こどもかけこみ110番			
	12	役務費			
	19	負担金、補助及び交付金			
	09	文化財専門委員関係費			
	01	報酬			
	10	文化財保護関係費			
	08	報償費			
	11	需用費			
	12	役務費			
	13	委託料			
	19	負担金、補助及び交付金			
	11	埋蔵文化財保護関係費			
	08	報償費			
	11	需用費			
	13	委託料			
	12	郷土芸能保存会補助			
	19	負担金、補助及び交付金			
	13	古民家園指定管理業務費			
	13	委託料			
	06	保健体育費			
	01	保健体育総務費			
	01	一般事務費			
	09	旅費			
	11	需用費			

(単位：円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業節				
			02 スポーツ推進委員関係費	2,881,290	1,800,423	1,080,867	62.5
			01 報酬	2,146,000	1,430,400	715,600	66.7
			08 報償費	512,000	217,530	294,470	42.5
			09 旅費	13,290	2,620	10,670	19.7
			11 需用費	64,000	51,460	12,540	80.4
			12 役務費	56,000	49,587	6,413	88.5
			14 使用料及び賃借料	2,000	826	1,174	41.3
			19 負担金、補助及び交付金	88,000	48,000	40,000	54.5
			03 少年少女スポーツ振興	3,494,899	1,527,397	1,967,502	43.7
			08 報償費	1,586,000	812,407	773,593	51.2
			11 需用費	195,899	148,827	47,072	76.0
			12 役務費	142,000	73,163	68,837	51.5
			13 委託料	1,571,000	493,000	1,078,000	31.4
			04 市民スポーツ大会関係費	2,641,000	2,376,900	264,100	90.0
			13 委託料	2,641,000	2,376,900	264,100	90.0
			05 スポーツ推進審議会関係費	111,000	89,000	22,000	80.2
			01 報酬	111,000	89,000	22,000	80.2
			06 国民体育大会関係費	30,663,500	29,955,440	708,060	97.7
			11 需用費	431,000	430,500	500	99.9
			13 委託料	3,983,500	3,466,740	516,760	87.0
			18 備品購入費	190,000	0	190,000	0.0
			19 負担金、補助及び交付金	26,059,000	26,058,200	800	100.0
			07 総合型地域スポーツクラブ	500,000	500,000	0	100.0
			19 負担金、補助及び交付金	500,000	500,000	0	100.0
			02 体育施設費	91,157,100	68,481,708	22,675,392	75.1
			01 体育施設維持管理費	2,302,100	1,865,208	436,892	81.0
			11 需用費	1,157,100	787,500	369,600	68.1
			13 委託料	1,145,000	1,077,708	67,292	94.1
			02 体育施設指定管理業務費	88,855,000	66,616,500	22,238,500	75.0
			13 委託料	88,136,000	66,102,000	22,034,000	75.0
			18 備品購入費	719,000	514,500	204,500	71.6
			合 計	155,812,210	124,764,509	31,047,701	80.1

(2)公 民 館

歳入(課別科目別)

(単位：円及び%)

科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目	節					
12	使用料及び手数料			8,532,000	5,683,116	5,683,116	0	100.0
	01	使用料		8,532,000	5,683,116	5,683,116	0	100.0
		05	教育使用料	8,532,000	5,683,116	5,683,116	0	100.0
		03	公民館使用料	8,532,000	5,683,116	5,683,116	0	100.0
	02	手数料		0	0	0	0	****
		01	総務手数料	0	0	0	0	****
		01	総務手数料	0	0	0	0	****
19	諸収入			1,277,000	786,531	786,531	0	100.0
	05	雑入		1,277,000	786,531	786,531	0	100.0
		01	雑入	1,277,000	786,531	786,531	0	100.0
			01 弁償金	2,000	5,250	5,250	0	100.0
			02 電話使用料	20,000	14,910	14,910	0	100.0
			05 雑入	1,255,000	766,371	766,371	0	100.0
	合 計			9,809,000	6,469,647	6,469,647	0	100.0

歳出(課別科目別)

(単位：円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業 節				
10	教育費			110,755,720	58,759,191	51,996,529	53.1
	05	社会教育費		110,755,720	58,759,191	51,996,529	53.1
		02	市民センター費	33,085,000	19,568,574	13,516,426	59.1
			01 市民センター管理費	33,085,000	19,568,574	13,516,426	59.1
			11 需用費	14,669,000	8,946,490	5,722,510	61.0
			12 役務費	271,000	185,000	86,000	68.3
			13 委託料	16,939,000	9,790,199	7,148,801	57.8
			14 使用料及び賃貸料	501,000	253,555	247,445	50.6
			18 備品購入費	705,000	393,330	311,670	55.8
		03	公民館費	77,670,720	39,190,617	38,480,103	50.5
			01 西河原公民館費	37,308,720	20,451,969	16,856,751	54.8
			11 需用費	11,347,000	9,759,097	1,587,903	86.0
			12 役務費	427,000	326,100	100,900	76.4
			13 委託料	24,804,720	9,857,872	14,946,848	39.7
			14 使用料及び賃借料	328,000	180,355	147,645	55.0
			16 原材料費	25,000	0	25,000	0.0
			18 備品購入費	377,000	328,545	48,455	87.1
		02	公民館運営費	22,868,000	9,685,809	13,182,191	42.4
			01 報酬	9,013,000	5,811,795	3,201,205	64.5
			02 旅費	156,000	34,950	121,050	22.4

(単位：円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項目				
	11 需用費	783,000	429,306	353,694	54.8
	12 役務費	492,000	449,115	42,885	91.3
	13 委託料	7,245,420	1,002,540	6,242,880	13.8
	14 使用料及び賃貸料	5,143,580	1,938,103	3,205,477	37.7
	19 負担金、補助及び交付金	35,000	20,000	15,000	57.1
03	少年事業	1,077,000	546,604	530,396	50.8
	08 報償費	782,000	434,940	347,060	55.6
	11 需用費	65,000	23,264	41,736	35.8
	14 使用料及び賃貸料	230,000	88,400	141,600	38.4
04	青年教室事業	335,000	327,000	8,000	97.6
	08 報償費	278,000	275,000	3,000	98.9
	11 需用費	5,000	0	5,000	0.0
	14 使用料及び賃貸料	52,000	52,000	0	100.0
05	チャレンジ青年学級	1,841,000	567,591	1,273,409	30.8
	08 報償費	1,250,000	353,700	896,300	28.3
	11 需用費	35,000	8,391	26,609	24.0
	14 使用料及び賃借料	556,000	205,500	350,500	37.0
06	成人学習事業	543,000	140,400	402,600	25.9
	08 報償費	503,000	140,400	362,600	27.9
	11 需用費	40,000	0	40,000	0.0
07	女性セミナー	1,052,000	585,862	466,138	55.7
	01 報酬	409,000	323,147	85,853	79.0
	08 報償費	618,000	246,630	371,370	39.9
	11 需用費	25,000	16,085	8,915	64.3
08	学習グループ保育	709,000	436,493	272,507	61.6
	01 報酬	685,000	412,733	272,267	60.3
	07 賃金	24,000	23,760	240	99.0
09	日本語教室事業	400,000	400,000	0	100.0
	13 委託料	400,000	400,000	0	100.0
10	市民劇場	1,301,000	757,800	543,200	58.2
	08 報償費	60,000	39,600	20,400	66.0
	11 需用費	17,000	0	17,000	0.0
	14 使用料及び賃借料	1,224,000	718,200	505,800	58.7
11	公民館交流事業	250,000	0	250,000	0.0
	13 委託料	250,000	0	250,000	0.0
12	図書室	8,470,000	4,535,403	3,934,597	53.5
	01 報酬	5,240,000	3,083,243	2,156,757	58.8
	08 報償費	20,000	0	20,000	0.0
	11 需用費	691,000	289,395	401,605	41.9
	13 委託料	176,000	48,927	127,073	27.8
	18 備品購入費	2,343,000	1,113,838	1,229,162	47.5
13	こまえ市民大学	950,000	485,000	465,000	51.1
	08 報償費	900,000	485,000	415,000	53.9
	11 需用費	50,000	0	50,000	0.0
14	情報学習事業	566,000	270,686	295,314	47.8
	08 報償費	72,000	0	72,000	0.0
	11 需用費	24,000	15,053	8,947	62.7
	12 役務費	63,000	36,603	26,397	58.1
	14 使用料及び賃借料	407,000	219,030	187,970	53.8
	合 計	110,755,720	58,759,191	51,996,529	53.1

(3)図 書 館

歳入(課別科目別)

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目	節					
12			使用料及び手数料	0	0	0	0	****
	02		手数料	0	0	0	0	****
		01	総務手数料	0	0	0	0	****
			01 総務手数料	0	0	0	0	****
15			財産収入	1,000	0	0	0	****
	02		財産売却収入	1,000	0	0	0	****
		02	物品売却収入	1,000	0	0	0	****
			01 物品売却収入	1,000	0	0	0	****
19			諸収入	261,000	120,315	120,315	0	100.0
	05		雑入	261,000	120,315	120,315	0	100.0
		01	雑入	261,000	120,315	120,315	0	100.0
			01 弁償金	36,000	23,435	23,435	0	100.0
			05 雑入	225,000	96,880	96,880	0	100.0
			合 計	262,000	120,315	120,315	0	100.0

歳出(課別事業別)

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業 節				
10			教育費	63,098,000	37,618,416	25,479,584	59.6
	05		社会教育費	63,098,000	37,618,416	25,479,584	59.6
		04	図書館費	63,098,000	37,618,416	25,479,584	59.6
			01 中央図書館運営費	59,197,000	35,485,517	23,711,483	59.9
			01 報酬	25,535,000	16,473,862	9,061,138	64.5
			08 報償費	30,000	0	30,000	0.0
			09 旅費	46,000	15,790	30,210	34.3
			11 需用費	3,492,000	1,540,881	1,951,119	44.1
			12 役務費	390,000	214,774	175,226	55.1
			13 委託料	4,681,000	2,100,273	2,580,727	44.9
			14 使用料及び賃貸料	5,991,000	3,478,985	2,512,015	58.1
			18 備品購入費	19,000,000	11,628,952	7,371,048	61.2
			19 負担金、補助及び交付金	32,000	32,000	0	100.0
			02 図書館協議会委員関係費	386,000	220,400	165,600	57.1
			01 報酬	386,000	220,400	165,600	57.1
			03 ホームページ運営費	871,000	401,310	469,690	46.1
			11 需用費	100,000	0	100,000	0.0
			12 役務費	425,000	199,920	225,080	47.0
			13 委託料	315,000	183,750	131,250	58.3
			14 使用料及び賃借料	31,000	17,640	13,360	56.9
			04 成人読書活動推進事業	194,000	111,462	82,538	57.5
			08 報償費	130,000	90,000	40,000	69.2
			11 需用費	46,000	21,462	24,538	46.7
			14 使用料及び賃貸料	18,000	0	18,000	0.0

(単位：円及び%)

款	項	目	事業	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
			05	子ども読書活動推進事業		345,000	184,283	160,717	53.4
				08 報償費		152,000	41,200	110,800	27.1
				11 需用費		182,000	143,083	38,917	78.6
				12 役務費		11,000	0	11,000	0.0
			06	ブックスタート事業		1,545,000	963,374	581,626	62.4
				08 報償費		1,355,000	822,719	532,281	60.7
				11 需用費		176,000	131,040	44,960	74.5
				12 役務費		14,000	9,615	4,385	68.7
			07	利用支援サービス事業		560,000	252,070	307,930	45.0
				08 報償費		494,000	249,750	244,250	50.6
				11 需用費		66,000	2,320	63,680	3.5
			合 計			63,098,000	37,618,416	25,479,584	59.6

2 財政援助団体監査

(写)

狛 監 委 発 第 100091 号
平 成 26 年 1 月 31 日

狛 江 市 長
高 橋 都 彦 様
狛江市議会議長
石 井 功 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

同 佐々木 貴史

平成 25 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 25 年度
財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
福祉保健部 福祉サービス支援室

狛江市監査委員

平成 25 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
所 管 課 福 祉 保 健 部 福祉サービス支援室

第 3 監査の範囲

平成 24 年度及び平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に
交付した補助金に係る出納その他の事務事業の執行状況

第 4 監査の期間

平成 25 年 10 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日

第 5 監査の主眼

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準等は規則、要綱等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか。
また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金の清算、返還手続は適正に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか。
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 6 監査の方法

監査の実施に当っては、補助対象事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

第7 団体の概要

- 1 名称 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
- 2 設立 昭和49年12月4日
- 3 所在地 狛江市元和泉二丁目35番1号
- 4 目的 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会は、狛江市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

5 事業

(1) 社会福祉法第2条の規定による社会福祉事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 居宅介護等事業の経営
- ⑧ 身体障害者居宅生活支援事業
- ⑨ 老人居宅介護等事業の経営
- ⑩ 福祉サービス利用援助事業の経営
- ⑪ 生活福祉資金貸付等相談事業
- ⑫ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑬ 移動支援事業の経営
- ⑭ 特定相談支援事業の経営
- ⑮ 障害児通所支援事業の経営
- ⑯ その他、この法人の目的達成のため必要な事業

(2) 社会福祉法第26条の規定による公益事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 障害者福祉センターの経営
- ③ 地域包括支援センターの経営
- ④ 狛江市障がい者就労支援事業

6 役 員

- (1) 理 事 15 名
- (2) 監 事 2 名

7 組 織 (平成 25 年 10 月 1 日現在)

(1) 役 員

- 会 長 1 名
- 副 会 長 2 名
- 常務理事 1 名
- 理 事 11 名
- 監 事 2 名

(2) 事務局職員

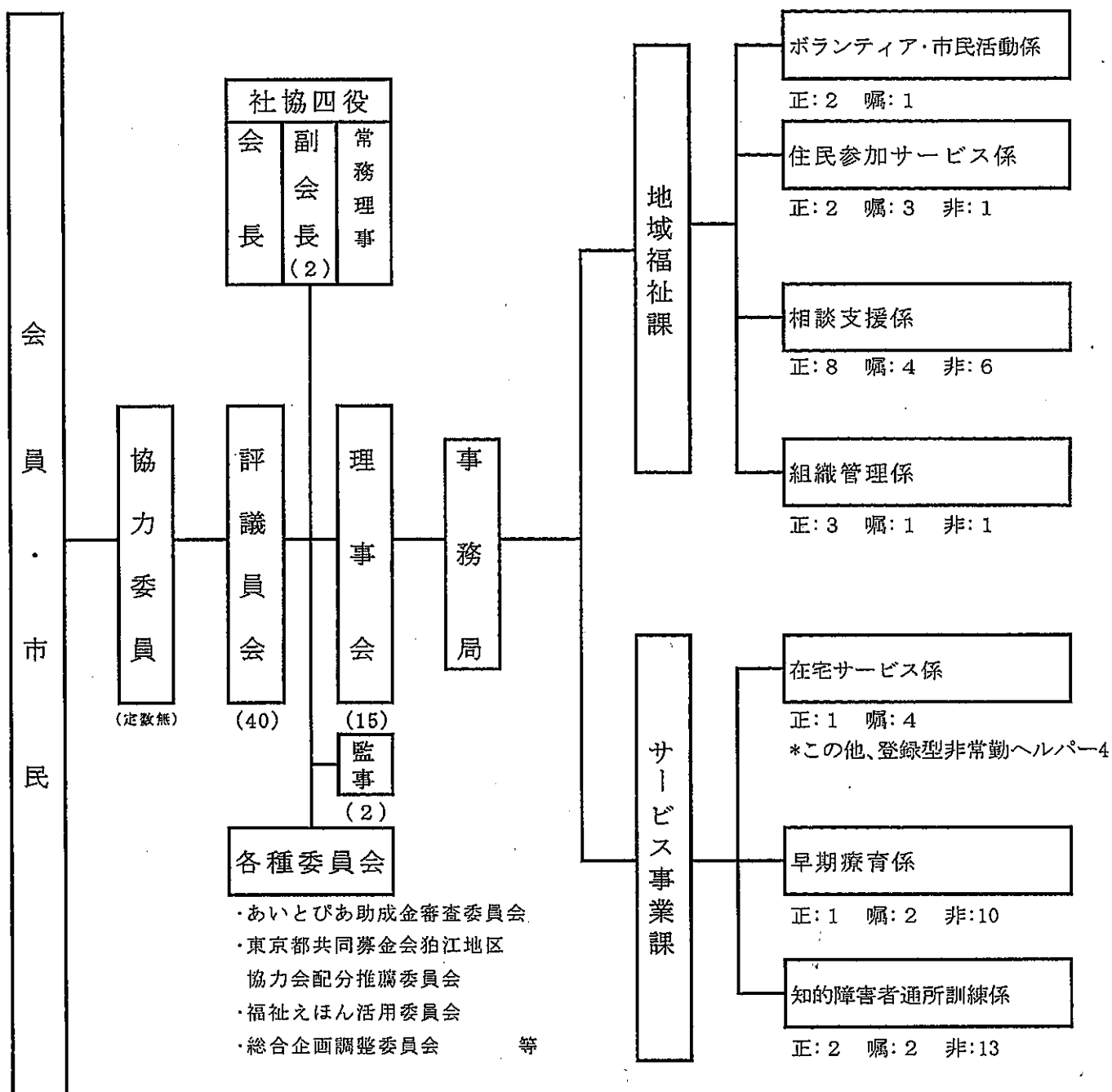
- 正 規 職 員 19 名
- 嘱 託 職 員 17 名
- 非常勤職員 31 名
- 他登録型非常勤ヘルパー 47 名

(3) 評 議 員 37 名 (定数 40 名・欠員 3 名)

(4) 会員数 3,102 件 (平成 24 年度)

< 組 織 図 >

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会（平成 25 年 10 月 1 日現在）



8 市との関係

地域福祉の充実を図るため、行政と連携して福祉活動の推進に取り組む
 狛江市社会福祉協議会に対して、狛江市補助金等交付規則、社会福祉法人
 狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱、狛江市障がい者日中活動系サー
 ビス推進事業補助金交付要綱及び狛江市重度障がい者通所施設支援事業補
 助金交付要綱に基づき補助をしている。

9 補助金の実績

補助金の交付状況は、以下のとおりである。

【社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金】

平成 24 年度分

(単位：円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
運 営 費	56,315,000	56,315,000	56,315,000	0
在宅福祉サービス	25,223,000	25,223,000	24,464,841	758,159
ボランティアの まちづくり推進	6,305,000	6,305,000	5,852,344	452,656
福祉教育推進	6,132,000	6,132,000	6,063,078	68,922
電話訪問サービス	222,000	222,000	173,170	48,830
合 計	94,197,000	94,197,000	92,868,433	1,328,567

平成 25 年度

(単位：円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
運 営 費	53,956,000	53,956,000	-	-
在宅福祉サービス	27,269,000	27,269,000	-	-
ボランティアの まちづくり推進	8,481,000	8,481,000	-	-
福祉教育推進	6,258,000	6,258,000	-	-
電話訪問サービス	211,000	211,000	-	-
合 計	96,175,000	96,175,000	-	-

【狛江市障がい者日中活動系サービス推進事業補助金】

平成 24 年度分

(単位：円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
障がい者日中活動系サービス推進	2,414,000	2,414,000	2,414,000	0

平成 25 年度分

(単位：円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
障がい者日中活動系サービス推進	2,652,000	2,652,000	-	-

【狛江市重度障がい者通所施設支援事業補助金】

平成 24 年度分

(単位：円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
重度障がい者通所施設支援	8,000,000	8,000,000	595,356	7,404,644

第 8 監査の結果

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会及び福祉保健部福祉サービス支援室において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、昭和 45 年 5 月 22 日に任意団体として設立され、昭和 49 年 12 月 4 日に社会福祉法人として認可された。

社会福祉協議会は、狛江市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、幅広い活動を行っている。

また、社会福祉協議会の基本的使命である市民の「共助の推進」を図るための各種事業を展開するとともに、社会福祉協議会が担っている「公助の一翼」の部分として、介護保険についてその制度の動向を踏まえながら取り組んでいる。

こうした中、社会福祉協議会の事業を多くの市民の方に理解してもらい、またボランティアの方々と協力し、地域における社会福祉の担い手として、創意工夫をもって地域住民が求める事業を展開するよう努めていただきたい。

なお、社会福祉協議会及び所管課の福祉サービス支援室においては、補

助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められるものの、一部に改善・検討を要する事項及び意見等は、次のとおりである。

- 1 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金要綱により補助金を交付しているが、当要綱は社会福祉協議会に対する補助金の交付額を「補助対象経費について、それぞれ予算に定める額の範囲とする。」と包括的に規定しているだけであるため、補助対象経費等の算出根拠に不明確な状況が見受けられた。

補助対象経費等が拡大解釈され認識にそごが生じないよう、他市の状況も踏まえながら、社会福祉協議会と福祉サービス支援室において協議及び検討し、明確にすべきと思われる。

- 2 社会福祉協議会において、その基盤財源である会費収入が減少傾向にあり、会員の確保にマスコットキャラクター“こまちゃん”を活用したPRを行っているが、あらゆる機会をとらえて広く市民の方々に周知徹底を図り、なお一層の加入推奨に取り組むよう努めていただきたい。
- 3 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助対象経費として「あいとびあ会議事業」が規定されているが、この事業はすでに終了したもので、福祉サービス支援室において、実態に即した要綱に改めるよう努めていただきたい。
- 4 福祉サービス支援室においては、社会福祉協議会がより自立した経営が可能となるために、その事業の必要性や効果を検証するなどし、社会福祉協議会と調整及び協議を行い、適切な指導監督を行うよう努めていただきたい。

3 工 事 監 査

(写)

狛監委発第 100062 号

平成 25 年 5 月 20 日

狛江市長

高橋 都彦 様

狛江市議会議長

栗山 欽行 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

同 佐々木 貴史

平成 25 年度工事監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 25 年度
工事監査報告書

狛江市庁舎耐震改修及び増築工事

総務部管財課（工事担当課）

総務部総務課（契約・施設担当課）

狛江市監査委員

平成 25 年度工事監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

第 2 監査の対象

1 工事件名

狛江市庁舎耐震改修及び増築工事

2 工事の概要等

(1) 工事場所 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

(2) 発注者 狛江市長 高橋 都彦

(3) 所管課 総務部管財課 (工事担当課)

総務部総務課 (契約・施設担当課)

(4) 工事概要 (庁舎増築工事)

敷地面積 : 10,373.16 m²

規模 : 地上 6 階

建築面積 : 365.61 m²

延床面積 : 1,613.93 m²

最高高さ : 26.45m

構造 : 鉄筋コンクリート造・基礎免震工法・直接基礎

主要諸室 : 1 階 防災用備蓄庫、避難所、防災無線機室、
設備機械室、ポンプ室、倉庫

2 階 防災センター事務室、消防団本部、
管理職宿直室、男女更衣室

3 階 災害対策本部、倉庫

4 階 防災会議室、防災関係機関連絡室、打合せ室、
倉庫

5 階 事務室、サーバ室、パンチャー室、消化ボンベ庫、
男女更衣室、倉庫

6 階 コントロールルーム、屋外室外機置場

(既存庁舎改修工事)

耐震改修 : 外付け鉄骨鉄筋コンクリートブレース設置、コンクリート壁増設、コンクリート壁開口閉塞、柱炭素繊維補強、耐震スリット設置、議場天井補強

防水改修 : 屋上防水、議場屋根防水、市民ホール屋根防水、バルコニー防水、外階段防水

外壁改修 : 外壁全面塗装、下地コンクリート劣化部補修

内装改修：1～5階男女トイレ、2・4階だれでもトイレ、市長室トイレ、議場トイレ、食堂トイレ、宿直室トイレ、1～5階湯沸室、秘書広報室湯沸室、宿直室台所
 設備改修：トイレ器具、給排水配管、受水槽、ポンプ、井戸設置、受変電設備、非常用発電機（150KVA→1,000KVA）
 空調改修：情報システム関連室・食堂を除く全ての室内・外機、空調調和機、送風機
 エコ改修：屋上緑化、雨水利用、太陽光発電（20KW）

- | | | |
|-----------|--|-------------------------------------|
| (5) 請負業者 | 建築工事 | 戸田建設（株） |
| | 電気設備工事 | 栗原工業（株） |
| | 機械設備工事 | 新菱冷熱工業（株） |
| (6) 請負金額 | 建築工事 | 980,595,000 円（うち消費税 46,695,000 円） |
| | 電気設備工事 | 486,885,000 円（うち消費税 23,185,000 円） |
| | 機械設備工事 | 575,085,000 円（うち消費税 27,385,000 円） |
| | 合計金額 | 2,042,565,000 円（うち消費税 97,265,000 円） |
| (7) 契約年月日 | 建築工事、電気設備工事、設機械備工事
平成 24 年 6 月 15 日 | |
| (8) 工期 | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事
平成 24 年 6 月 18 日から平成 26 年 6 月 30 日 | |

第 3 監査の範囲

工事に係る計画、設計、積算、契約、監理及び施工

第 4 監査の期間

平成 25 年 5 月 13 日から平成 25 年 8 月 23 日

第 5 実地監査日

平成 25 年 6 月 26 日

第 6 監査の場所

監査委員事務局及び工事現場

第 7 監査の主眼及び方法

当該工事に係る計画、設計、積算、契約、監理及び施工が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」の協力を得て実施した。

第8 監査の結果

既存の市庁舎は、昭和 56 年度に建設した旧耐震基準の建物であり、平成 18 年度に実施した耐震診断の結果、コンクリート強度は問題ないが、耐震指標の数値である I_s 値が最も低い箇所が 0.36 であり、大規模災害の際、大きな被害を受ける恐れがあることが判明した。

平成 20 年 3 月に策定された狛江市耐震改修促進計画で、市庁舎は平成 25 年度末までの耐震化を目標とした。平成 21 年 12 月に策定された狛江市公共施設再編方針の中で、「市庁舎は、設備も含め施設の老朽化が著しく、建替え又は大規模改修工事の必要性があります。」「また、本市の防災の拠点施設でもあり、安心・安全なまちづくりを進める観点からもその対応が求められています。」及び「市民サービスの継続と経費の圧縮のために、市民ひろばの一部に防災機能を有した分庁舎（防災センター）を新たに整備し、本庁舎については延命化を図るための必要な改修を行います。」とした。

本事業は、平成 22 年 3 月に策定された狛江市第 3 次基本構想で、第 2 章 まちの姿の実現に向けての 4 都市基盤の②安心して暮らせる安全なまちで、「建築物の耐震化の促進」が記述されている。さらに、前期基本計画で、第 4 章 都市基盤の②安心して暮らせる安全なまちの 1 災害に強いまちの 1. 災害に強い都市基盤の整備で「公共施設の耐震化率を目標 90%」としている。

狛江市第 3 次基本構想を踏まえて、狛江市実施計画－平成 22 年度～平成 26 年度－で、第 4 章 都市基盤の①災害に強い都市基盤の整備で、「市庁舎耐震改修」が位置付けられ、平成 22 年度は市庁舎耐震改修・増築工事基本設計、市庁舎 E V 改修工事、平成 23 年度は市庁舎耐震改修・増築工事实施設計、平成 24 年度は防災センター整備工事、市庁舎耐震改修工事、平成 25 年度は防災センター整備工事、市庁舎耐震改修工事、ユニバーサルデザイン工事、エコ改修工事、空調設備等改修と記述されている。

当該工事に係る計画、設計、積算、契約、監理及び施工は関係法令等に準拠し、執行されているものと認められる事項、一部において改善、検討が望まれる事項及び意見等は下記のとおりである。

1 計画について

本事業は、狛江市第 3 次基本構想という上位計画に位置付けられ、狛江市耐震改修促進計画、狛江市公共施設再編方針に基づき、関係職員の参加により、平成 23 年 3 月に狛江市庁舎耐震改修及び増築工事基本計画が策定され、市議会の総務文教常任委員会（平成 23 年 6 月 21 日）において報告された。基本設計図書に一部不整合があるが、本事業は必要な事業であり、計画策定方法、計画内容は適切である。

なお、庁舎の長寿命化のため、今後、中長期修繕計画を策定し、それを基に適切な維持管理を実施するよう検討されたい。また、省エネルギー、CO2 の削減のた

めには既存の壁面に断熱材やペアガラス等を設置する必要があり、今後の修繕の検討課題とされたい。

2 設計について

実施設計図書は全体として十分作成されている。しかし、一部記載漏れ、図面間の不整合がある。材料名称について、公共事業であり、具体的なメーカー名を記載せず一般仕様の記述にとどめるか、3者程度の例示をすべきである。

3 積算について

積算内容は適切に作成されていると判断する。ただし、図面の詳細な形状に対して配慮が不十分な部分がある。

4 契約について

設計事務所、工事業者の選定方法等契約方法は問題ない。

5 監理について

週1回の定例会を開催し、月末に総合定例会を開催している。工事監理は適切と判断する。

6 施工について

施工は適切と判断する。近隣対応、法手続き、諸手続きは適切である。しかし、労災事故が1件発生しており、今後、さらに安全対策に配慮し、無災害で工事を進めていただきたい。作業環境は問題ないが、事務所、休憩所に花一輪飾るなどし、休憩所に横臥できるスペースを作るなどの快適化に配慮を望む。

4 監査に係る措置結果



狛総管発第 100274 号

平成 25 年 11 月 29 日

狛江市監査委員

栗山 輝夫 様

佐々木 貴史 様

狛江市長

高橋 都



平成 25 年度工事監査の結果に基づく措置について（通知）

- ・ 平成 25 年 8 月 28 日付け狛監委発第 100062 号で、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のように通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等

指摘（要望事項について）

1 計画について

本事業は、狛江市第3次基本構想という上位計画に位置付けられ、狛江市耐震改修促進計画、狛江市公共施設再編方針に基づき、関係職員の参加により、平成23年3月に狛江市庁舎耐震改修及び増築工事基本計画が策定され、市議会の総務文教常任委員会(平成23年6月21日)において報告された。基本設計図書に一部不整合があるが、本事業は必要な事業であり、計画策定方法、計画内容は適切である。

なお、庁舎の長寿命化のため、今後、中長期修繕計画を策定し、それを基に適切な維持管理を実施するよう検討されたい。また、省エネルギー、CO₂の削減のためには既存の壁面に断熱材やペアガラス等を設置する必要がある、今後の修繕の検討課題とされたい。

講じた措置

基本設計図書の一部不整合につきましては、今後、十分に注意の上、図面の作成を行ないます。

庁舎の維持管理につきましては、今後、長期修繕計画を策定し、適切な維持管理を実施するよう努めます。

また、庁舎の改修につきましては、省エネルギー、CO₂削減のため、省エネ空調、省エネ照明、太陽光パネルなどの設置を行ないましたが、今後の大規模改修等の設計の際は、これに加え、既存壁面への断熱材の設置やペアガラス等を用いた断熱サッシへの改修など、環境に配慮した改修項目について検討を行ないます。

2 設計について

実施設計図書は全体として十分作成されている。しかし、一部記載漏れ、図面間の不整合がある。材料名称について、公共事業であり、具体的なメーカー名を記載せず一般仕様の記述にとどめるか、3者程度の例示をすべきである。

講じた措置

設計図書の一部記載漏れや図面間の不整合につきましては、今後十分に注意の上、図面の作成を行ないます。

また、材料名称の取扱いにつきましては、特殊なものを除き具体的なメーカー名を記載せず一般仕様の記述とし、特殊な材料につきましては、3社程度の例示とします。

3 積算について

積算内容は適切に作成されていると判断する。ただし、図面の詳細な形状に対して配慮が不十分な部分がある。

講じた措置等

今後、積算を行なうにあたっては、図面の詳細な形状に対して十分に配慮いたします。

4 契約について

設計事務所、工事業者の選定方法等契約方法は問題ない。

5 監理について

週 1 回の定例会を開催し、月末に総合定例会を開催している。工事監理は適切と判断する。

6 施工について

施工は適切と判断する。近隣対応、法手続き、諸手続きは適切である。しかし、労災事故が 1 件発生しており、今後、さらに安全対策に配慮し、無災害で工事を進めていただきたい。作業環境は問題ないが、事務所、休憩所に花一輪飾るなどし、休憩所に横臥できるスペースを作るなどの快適化に配慮を望む。

講じた措置等

今後、労災事故が発生しないよう、適宜現場確認を行い施工中の安全確保に努めます。

また、作業環境につきまして、定例会議や総合定例会議は市役所の会議室で行なうことで、現場事務所内の会議室を作業員休息室とし作業員の休息所の拡充を図りました。

今後も、快適な作業環境作りに配慮してまいります。



狛福福発第 100925 号

平成 26 年 3 月 31 日

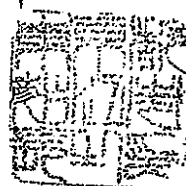
狛江市監査委員

栗山輝夫様

佐々木貴史様

狛江市長

高橋都



平成 25 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 26 年 1 月 31 日付け狛監委発第 100091 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（福祉サービス支援室）

1 補助対象経費等の算出根拠について

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱（平成 15 年要綱第 60 号。以下、「交付要綱」という）により狛江市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）に対する補助金を交付している。

補助金額の算出根拠となる補助対象経費等について、交付要綱においては、算出根拠を包括規定で定めているが、社会福祉協議会と福祉サービス支援室の間で認識の齟齬が生じる恐れがあるため、補助対象経費等の算出根拠を明確にするように要望する。

講じた措置

補助金交付要綱を一部改正して、交付要綱における補助対象経費等の算出根拠を明確化しました。

2 社会福祉協議会の会員数増加に向けた取組について

社会福祉協議会の基盤財源である会費収入を増やすため、社会福祉協議会のマスコットキャラクター「こまちゃん」を活用すること等により、社会福祉協議会への加入勧奨を取り組むようにお願いする。

講じた措置

平成 26 年度 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 事業計画（以下、「事業計画」という）基本方針を策定して、社会福祉協議会が「こまちゃん」を活用した広報・周知活動を強化していくことを明記しました。

3 交付要綱に規定する補助対象事業について

交付要綱において、狛江市から補助金を交付する事業として、「あいとびあ会議事業」が規定されているが、当事業は既に終了していることから、実態に即した要綱に改めるようにお願いします。

講じた措置

交付要綱を一部改正し、交付要綱における補助対象事業の適正化を行った。

4 社会福祉協議会の事業効率化について

社会福祉協議会が、より自立した経営を可能とするために、福祉サービス支援室が適切に指導するようにお願いします。

講じた措置

事業計画基本方針の策定により、社会福祉協議会が事務の効率化と事業の効率的な運営に努めることを明記した。

登録番号（刊行物番号）

H26－7

狛江市の監査平成26年版

（平成25年4月～平成26年3月監査結果）

平成26年5月発行

発行 狛 江 市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111（代）

印刷 庁内印刷（頒布価格 70円）

